

【 】内は、個人情報、企業機密、核物質防護に係る情報に属するものがあるため、一部又は全部公開できません。

H-22097-1
令和4年7月28日
原子燃料工業株式会社
熊取事業所

熊取事業所第5次設工認（4回目補正） コメント対応整理表（R4/7/28）

○6月16日コメント

第5次設工認（第4回補正）に係る事実確認事項（個別事項）

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料	(5回目補正)補正箇所	水平展開（有無、箇所）
0616-1	「NFAK-22043-1 熊取事業所 新規制基準適合性 耐震計算書の総点検結果について（報告）」（以下、「顛末書」という）の p6 において、設工認申請書への転記誤りについて述べているが、これに対する原因と対策が記載されていないのではないか。p11以降で原因と是正措置を説明しているが、この内容は転記誤りとは関係がない。 設工認申請書への転記誤りの原因と対策について事業者としてどのように考えているのか。	設工認申請書への転記誤りについて、直接的な原因と対策が記載できていない点については指摘のとおりであったため、検討の上、資料を改訂しその内容を盛り込むこととする。	—	—	—
0616-2	顛末書添付資料 3 耐震補強設計の考え方 p7 において、接合ボルトの配置を示しているが、これらの接合ボルトは取り換えるのか。	これらの接合ボルトは現状のままとし、取り換えない。	—	—	—
0616-3	顛末書添付資料 3 p6 の図 1 において、既設及び増設するアンカーボルトが示されているが、増設するアンカーボルトが既設のアンカーボルトに近接しすぎるとコーン破壊等でせん断面が被る、といったことを考慮して設計を行っているのか。	設計においてはコーン破壊を考慮した上で打設位置を決定している。	—	—	—

番号	コメント内容	回答/対応	補足資料	(5回目補正)補正箇所	水平展開 (有無、箇所)
0616-4	<p>顛末書 p2、p3 の①、②の説明において、「必要な記載が不足しているものを全て摘出し」との記載があるが、どういった資料を確認し抽出したのか、作業のプロセスを説明すること。</p>	<p>①の補修についての摘出は次の手順で行った。耐震計算書は本文と添付資料により構成している。本文には補修についての記載がないものであっても、添付資料中の計算モデル根拠資料、計算モデル説明図等に補修に関する記載をしているものがある。また、耐震計算インプットは補修後の仕様に基づき材質や許容値が入力されている。このため、添付資料中の記載の確認及び耐震計算インプットの確認により補修案件の摘出を行い、加えて補修作業管理表との照合を行った。抜けているものについては耐震計算書の本文に反映している。</p> <p>②の改造については、設工認申請書において改造として申請しているものについて、耐震計算書にその記載があるかを確認し、抜けているものについては耐震計算書に反映している。フードの交換など耐震補強に直接関係しない改造内容が一例である。</p>	—	—	—
0616-5	<p>顛末書 p3、②の補修から改造へ変更した設備について、p4～p5 の記載では補修作業と改造工事では社内のプロセスのレベル感がかなり異なるが、変更が生じた設備については社内委員会に諮るなどの作業は発生しているのか。</p>	<p>工事を実施していない設備については、今後改造設備と同等のプロセスで工事を実施する。補修がすでに終わったものについて、単純なボルトの交換等で品質的に問題がないと考えるものについては、改めて工事は実施しないが、補修から改造への設計変更について、社内の設計プロセスにのっとり設計文書の改訂、設計会議の開催、設工認への反映の手続きを行う。</p>	—	—	—
0616-6	<p>{2054} 焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱機について、既設アンカーボルトの撤去を取りやめているが、こうした設備は他にもあるのか。</p>	<p>同様の構造の設備として {8023} 燃料開発設備 粉末取扱フードがある。アンカーボルトを撤去する改造をすることとしていたが、撤去しない改造に変更し、補正申請に反映する。</p>	—	<p>表リ-設-4-5 (別表2) (p2011) 図リ-設-4-5 (1) (p2167)</p>	<p>左記の補正箇所以外に水平展開は不要であることを確認した。</p>